



### 3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	環境対策への取り組みの推進につながっているため。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	実施計画の商店街支援事業に適合しているため。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	環境対策への取り組みとして有効である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	環境対策への取り組みが進まないため。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	東京都が主催する説明会に参加することで申請の機会が得られる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づき提出された申請書類を審査し、決定しているため。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	東京都が実施する補助金に合わせて当事業を実施しているため、補助金以外の代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	LED街路灯の設置等により電力費及びCO2排出量の削減につながっているため。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	電力費及びCO2排出量の削減等につながっているため。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	CO2排出量の削減につながっているが、実施したエリアに限定されるため。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	各商店街においては、環境対策の取り組みを推進しており、当補助金の目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書の提出により使途を報告させ、内容を審査した上で交付を行っているため。

### 4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1	1	1	0
決算(予算)額	93	1,522	1,630	0
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	93	1,522	1,630	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	本郷大横丁通り実業会			

### 5 課題及び今後の方向性

実施に当たっては、商店会の経費的負担も少なくないことから、計画的に進めてもらわなくてはならない。また、老朽化した街路灯が増えることで、申請件数が増え、区の負担も増えていくことが考えられる。